福島県森林環境交付金交付要綱

平成18年4月1日 最終改正 令和3年3月31日

(趣 旨)

第1条 県は、県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が、独自性を発揮して創意工夫を凝らしたきめ細かな森林づくり事業を展開することができるよう、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で森林環境交付金(以下「交付金」という。)を市町村へ交付する。

(交付の対象及び交付金額)

- 第2条 交付金には、森林環境基本枠(以下「基本枠」という。)と地域提案重点枠(以下「重点枠」という。)を設ける。
- 2 交付金は、市町村が別表第1に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する経費 について市町村に対して交付するものとし、その額は、同表に掲げる交付率で知事が定 める額とする。
- 3 別表第1の区分の欄に掲げる基本枠と重点枠については、相互に流用してはならない。
- 4 重点枠は、交付決定を受けた事業間で流用してはならない。

(交付の申請)

- 第3条 規則第4条第1項に規定する申請は、森林環境交付金交付申請書(様式第1号) によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに所轄の県農林事務所長 (以下「所長」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 森林環境交付金事業計画書
 - (2) 収支予算(精算)書(様式第2号)
 - (3) その他必要な書類

(交付の条件)

- 第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 交付金の額に増減を生じる変更
 - (2) 事業内容の変更で別に定めるもの
- 2 市町村長は、事業実施者に補助金(市町村長が知事から交付を受けた補助金をその財源の全部または一部として事業実施者に交付する補助金をいう。以下同じ。)を交付す

るときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第5条、第6条、第9条から第11条、及び第14条の定めるところに準ずること。
- (2)事業実施者が、間接補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、市町村長の承認を受けなければならないものとすること。この場合において市町村長は、当該取得財産等が第10条に定める期間を経過している場合を除き、事業実施者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
- 3 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、事業者は、森林環境の保全、 及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成という森林環境税の目的に則り、この交 付金を活用した事業の実施に併せて、森林環境税を活用した取組であることの周知PR に努めなければならないこととする。
- 4 規則第6条第2項に規定する事業完了後においても従うべき事項は、交付金事業により取得又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意を持って管理し、交付金の目的に従い効果的な運用を図らなければならないものとする。

(変更承認の申請)

- 第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて、森林環境交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。
 - (1) 森林環境交付金事業計画書
 - (2) 収支予算(精算)書(様式第2号)
 - (3) その他必要な書類

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

- 第7条 所長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により基本枠と重点枠それぞれの交付金額の2分の1以内の額を交付することができる。
- 2 市町村は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、森林環境交付 金概算払請求書(様式第4号)を所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、森林環境交付金事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業の完了した日(事業の中止又は廃止について知

事の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 森林環境交付金事業実績書
- (2) 収支予算(精算)書(様式第2号)
- (3) 竣工写真
- (4) その他必要な書類

(交付金の交付の請求)

第9条 交付金の交付決定の通知を受けた市町村は、交付金事業を完了した場合は、森林 環境交付金交付請求書(様式第6号)を所長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間及び同条同項第2号並び に第3号に規定する別に定めるものは、別表第2のとおりとする。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 交付金の交付を受けた市町村は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の 書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなけ ればならない。

(交付金交付決定前の着手)

第12条 市町村は、交付金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、知事が別に定めるところにより、その理由を記載した森林環境交付金交付決定前着手届を 所長に提出するものとする。

(権限の委任)

第13条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限に関するものは、財務規則第4条第3項の表中の規定に基づき、所管の所長に委任する。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第14条 市町村は、規則第4条の規定に基づく交付金の申請に当たり、当該交付金に係る 消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年 法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該 金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額 との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明 らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。

2 前項ただし書きにより交付の申請をした市町村は、規則第13条の規定に基づく実績

報告を行うに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった 場合には、これを交付金から減額して報告しなければならない。

3 第1項ただし書きにより交付の申請をした市町村は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、交付金に係る消費税仕入控除税額の確定報告書(様式第7号)により速やかに所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年8月8日から施行し、平成23年度分の交付金から適用する。

附則

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行し、平成26年度分の交付金から適用する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。

附則

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度分の交付金から適用する。

別表第1 (第2条及び第4条関係)

区分	対象分野	交付対象経費	交付率
基本枠(③素習の領別のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		地域住民の関心を高め森林づくりへの参画 を促進する事業や、地域の森林文化を保全・ 伝承する事業を行う場合に、当該事業に要す る経費	境交付金事業 実施要領に いる の の は い り の る 額 以 内
	②森林の適正 管理推進	民有林における整備計画の策定や調査、施 業協定の締結又は森林環境学習やボランティ ア活動フィールドとして活用する国有林にお ける調査や連絡調整など、森林の適正管理に つながる事業を行う場合に、当該事業に要す る経費	
	③森林環境学 習の推進	小学校、中学校、及び義務教育学校の児童 ・生徒を対象に森林環境学習を行う場合に、 当該事業に要する経費	
	④森林整備の 推進	荒廃が懸念される森林の公益的機能の保全を目的とし、住民参画による森林と人との共生又は地域課題の対応につながる森林の整備を行う場合に、当該事業に要する経費	
重点枠	①県産材の利 活用推進	市町村有施設、学校、未就学児が通う幼稚園及び保育施設、並びに地域住民が整備又は管理する集会所など公共性があり多様な利用が見込まれる施設において県産材の利活用を行う場合に、当該事業に要する経費	· ·
		ア 木造・木質化や外構施設整備工事を行う場合に、当該事業に要する経費のうち県産材にかかる材料費 イ 木製机椅子などの県産材を使用した物品	イ 1/2以内 (交付金上限 300万円 /市町村)
		導入を行う場合に、当該事業に要する経費	
	②木質バイオ マスの利活 用推進		·
	③その他	上記の対象分野に属さない、創意工夫を凝らした独自の事業を行う場合に、当該事業に 要する経費	

別表第2 (第10条関係)

財産の種類	処分の制限を受ける期間
1. 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に定められている財産の耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)第5条による)
2. 1以外のもので、その 取得価格が50万円を 超えるもの。	5 年